

2016年5月13日 全15頁

法律・制度 Monthly Review 2016.4

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
小林 章子

[要約]

- 4月の法律・制度に関する主な出来事と、4月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 4月は、ジュニアNISAが開始されたこと（1日）、金融庁が「金融システムの安定に資する総損失吸収力（TLAC）に係る枠組み整備の方針」を公表したこと（15日）、「ディスクロージャーワーキング・グループ」の報告書が公表されたこと（18日）、「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」の報告書が公表されたこと（21日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○4月の法律・制度レポート一覧	2
○4月の法律・制度に関する主な出来事	2
○5月以後の法律・制度の施行スケジュール	6
○今月のトピック		
非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制	7
○レポート要約集	12
○4月の新聞・雑誌記事・TV等	15
○4月のウェブ掲載コンテンツ	15

◇4月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
11日	非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制 ＜訂正版＞ ^(注) ～【金融庁証拠金規制】BCBS/IOSCO 合意の 導入時期延期を踏襲～	鈴木 利光	金融制度	15
13日	2016年3月期決算の留意点(1) マイナス金利と会計の対応 ～退職給付会計、ヘッジ会計での対応～	吉井 一洋	会計	4
	FinTech 対応 銀行の議決権保有規制等の緩和 ～銀行法の5%ルールなどの見直し～	横山 淳	金融制度	10
19日	法律・制度 Monthly Review 2016.3 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	14
25日	法人顧客の店頭FX証拠金規制案	横山 淳	金融商品 取引法	5
	独占禁止法、確約手続導入～企業再編にも影響か ～2016年3月国会提出のTPP関連法案に 含まれる独禁法の改正案～	堀内 勇世	その他法律	10
	本邦 TLAC 債、ペイルイン条項は不要 ～【金融庁：TLACに係る枠組み整備の方針】 リスク・ウェイトは未定～	鈴木 利光	金融制度	6

(注) 5月20日訂正版を登録

◇4月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇ジュニアNISA開始(口座開設の受付は2016年1月1日から)。 ◇国際課税について総合主義から帰属主義に改正。 ◇本日以後開始事業年度より、法人税率が23.9%から23.4%に引き下げ。 ◇法人事業税の外形標準課税部分が拡大(所得割は縮小)。 ◇欠損金の繰越控除の見直し(当期所得の65%→60%)。 ◇本日以後開始事業年度(最終親会社)から、多国籍企業の企業情報の文書化(移転価格税制関連)制度が開始。 ◇国境を越えた役務の提供(芸能・スポーツ等)への消費課税見直し。 ◇労働者301人以上の企業について、女性の活躍推進に向けた事業主行動計画の策定を新たに義務づけ。 ◇「行政不服審査法」の一部改正法が施行。 ◇「不当景品類及び不当表示防止法」の一部改正法が施行。 ◇「中小企業経営承継円滑化法」の一部改正法が施行。 ◇金融庁、グローバル金融連携センター(GLOPAC)を設置。平成26年4月開設のアジア金融連携センター(AFPAC)を改組し、支援対象地域を世界に拡大したもの。 ◇日本銀行、決済機構局内に「FinTechセンター」を設立。 ◇バーゼル銀行監督委員会(バーゼル委)、「銀行勘定のリスクアセットに係る規制上の整合性に関する第2次報告書」を公表。

4日	<ul style="list-style-type: none"> ◇国税庁、「平成28年度税制改正によるマイナンバー（個人番号）記載対象書類の見直しについて」を公表。 ◇米財務省、企業が、税率の低い国へ本社を移転する（タックス・インバージョン）ことによる課税逃れを防止するための新たな規制を公表。
5日	<ul style="list-style-type: none"> ◇国税庁、「『所得税基本通達の制定について』の一部改正について（法令解釈通達）」を公表。学資金等の取扱いの修正。 ◇BIS 決済・市場インフラ委員会（CPMI）及び世界銀行グループ、報告書「決済の観点からの金融包摂」を公表。
6日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表（意見提出は5月6日まで）。法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、店頭FX業者の適切なリスク管理の観点から、証拠金規制を導入し、その必要証拠金率の算出方法を定めるもの。 ◇日本銀行、「補完貸付制度における貸付先およびオペレーションの対象先の選定等にかかる信用力基準の一部見直しについて」を公表（実施は4月1日から）。バーゼルⅢが適用される金融機関について、各種資本バッファ規制及び流動性カバレッジ比率（LCR）規制の充足を信用力の基準に追加する内容。 ◇バーゼル委、市中協議文書「バーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みの見直し」を公表（コメント期限は7月6日まで）し、「バーゼルⅢレバレッジ比率枠組みへのよくある質問（FAQ）」を更新。 ◇米政府、退職貯蓄運用に関する新規制を発表。金融機関の運用アドバイスに受託者責任を課す内容。2017年4月から2018年1月1日までの段階的アプローチ。
7日	<ul style="list-style-type: none"> ◇日本取引所グループ（JPX）、ブロックチェーン技術に関する実証実験の開始を公表。 ◇米財務省、ワシントン米連邦地裁が、メットライフをシステム上重要な金融機関（SIFI）と認定した金融安定監視評議会（FSOC）の判断を無効とした（3月30日）ことに関し、控訴する方針を表明。 ◇欧州委員会（EC）、MiFID（金融商品市場指令）Ⅱにおけるリサーチ費用のアンバンドリング（分離明確化）の法案を提出。 ◇英国金融行為規制機構（FCA）、取引や開示等について、投資運用会社が顧客の期待に応えているかどうかの調査を開始。
8日	<ul style="list-style-type: none"> ◇日本公認会計士協会（JICPA）の非営利法人委員会、研究報告「非営利組織会計基準開発に向けた個別論点整理～反対給付のない収益の認識～」（公開草案）を公表（意見募集期限は5月13日まで）。
11日	<ul style="list-style-type: none"> ◇JICPA、次期会長に関根愛子氏（PwC あらた監査法人パートナー・企業会計審議会委員）を選出。
12日	<ul style="list-style-type: none"> ◇国税庁、「消費税の軽減税率制度に関する取扱通達の制定について（法令解釈通達）」及び「消費税法基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」等を公表。 ◇国際会計基準審議会（IASB）、IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」の修正基準を公表（発効は2018年1月1日）。IFRS 第15号の一部の要求事項（履行義務の識別、本人か代理人かの判断、ライセンス）を明確化するとともに、IFRS 第15号の適用において、移行上の救済措置を追加で提供するもの。 ◇EC、EU域内の多国籍企業及び欧州で活動するEU域外の多国籍企業に対し、納税報告義務の導入を提案。
13日	<ul style="list-style-type: none"> ◇東京証券取引所、「『会計基準の選択に関する基本的な考え方』の開示内容についての分析」を公表。2015年3月から12月決算会社までの開示を分析したもの。IFRS適用（予定）会社は計128社（時価総額で東証上場会社の27%）となる（2015年3月決算会社との比較で16社増加）。検討実施は213社（同19社増加）。

13日	<ul style="list-style-type: none"> ◇JICPAの監査人・監査報酬問題研究会、「2016年版上場企業監査人・監査報酬実態調査報告書」を公表。 ◇経済産業省、「BEPSを踏まえた各国動向及び日本企業の対応に関する調査（平成27年度）」を公表。 ◇米連邦預金保険公社（FDIC）及び米連邦準備制度理事会（FRB）、米国のJPモルガン・チェースやバンク・オブ・アメリカ等5行に対し、破綻時の清算計画書である「生前遺言書」について、10月1日までの再提出を求める。ドッド=フランク法の基準に達していないと判断。
14日	<ul style="list-style-type: none"> ◇バーゼル委、市中協議文書「不良債権と条件緩和の定義」を公表（コメント期限は7月15日まで）。 ◇経済協力開発機構（OECD）、G20各国政府の財務大臣に対し、税の透明性に関する基準におけるG20の追加措置を求める報告書を提出。2017年のG20首脳会議までに、要請に基づく税の情報交換に関する既存基準の完全実施を最優先事項とする。 ◇財務会計基準審議会（FASB）、「顧客との契約から生じる収益（Topic 606）：履行義務の識別およびライセンス」を公表。 ◇欧州議会、従来の「EUデータ保護指令」に代わる新しい個人情報保護規則である「EUデータ保護規則」を可決。「忘れられる権利（消去権）」を認める等の内容。
15日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、金融システムの安定に資する総損失吸収力（TLAC）に係る枠組み整備の方針を公表。 ◇金融庁及び公認会計士・監査審査会、フランス会計監査役高等評議会（H3C）との間で監査監督上の協力に関する書簡を交換。両国の監査監督当局は、相手当局からの要請により監査監督上の情報交換が可能になる。 ◇米国証券取引委員会（SEC）、証券派生スワップ取引業者及び証券派生スワップ参加者の取引基準の受け入れを公表。 ◇SEC、レギュレーションS-Kにおける取引及び財務内容の開示に関する意見募集を開始（意見募集期限は90日後まで）。 ◇英FCA、HFTs（超高速取引）の取引速度についての調査結果を公表。
18日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融審議会のディスクロージャーワーキング・グループ、「ディスクロージャーワーキング・グループ報告—建設的な対話の促進に向けて—」を公表。 ◇国際会計士連盟（IFAC）の国際公会計基準審議会（IPSASB）、「IPSASの改善2015」を公表。 ◇国税庁、「平成29年1月4日（水）からイメージデータにより提出可能となる添付書類について」を公表。
19日	<ul style="list-style-type: none"> ◇日本経済団体連合会、「BEPSプロジェクトを踏まえた今後の国際課税に関する提言」を公表。
20日	<ul style="list-style-type: none"> ◇経済産業省、「BEPSを踏まえた我が国のCFC税制等の在り方に関する調査（平成27年度）」を公表。 ◇「地域再生法の一部を改正する法律」等が公布、施行。いわゆる企業版ふるさと納税に関して定める。
21日	<ul style="list-style-type: none"> ◇経済産業省、「株主総会の招集通知関係書類の電子提供の促進・拡大に向けた提言～企業と株主・投資家との対話を促進するための制度整備～」及び「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会報告書」を公表。 ◇経済産業省、Fintechに関する情報提供の募集を開始（提出期限は5月23日まで）。 ◇バーゼル委、最終文書「銀行勘定の金利リスク」を公表。銀行勘定が保有する貸出金や有価証券などの金利リスクについて、自己資本比率規制の計算対象に加えない方針等を定める。アウトライヤー比率はTier1資本の15%とする。 ◇IPSASB、「国際公会計基準の適用範囲」を公表。 ◇SEC、サーキット・ブレーカー制度である“Limit up-limit down (LULD) Plan”の試験期間を1年延長し、2017年4月21日までとすることを決定。

21日	<ul style="list-style-type: none"> ◇FASB、技術的な訂正及び改善に関する公開草案を公表（コメント期限は7月5日まで）。 ◇全米協同組織金融機関監督庁（NCUA）、金融機関幹部の報酬支払いに関する新規制案（Incentive-based Compensation Arrangements）を公表（コメント期限は7月22日まで）。一定の大規模期間の幹部を対象に、報酬の支払留保や、過度なリスク取引で損失が生じた場合の報酬の回収を可能とする内容。
22日	<ul style="list-style-type: none"> ◇企業会計基準委員会（ASBJ）、実務対応報告公開草案第46号「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」を公表（コメント期限は5月23日まで）。平成28年4月1日以後取得する建物附属設備等の減価償却方法が定額法のみとされたことを受け、会計上の償却方法を変更する場合の取扱いについて示す。 ◇ASBJ、「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」（2月4日公表）の一部改訂を公表。IFRS第15号の一部改正に伴う改訂を行うもの。 ◇監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）、常設事務所の東京への設置を決定。
25日	<ul style="list-style-type: none"> ◇国際会計士倫理基準審議会（IESBA）、違法行為への対応に関する職業会計士の責任に係る倫理規程の改訂案を承認（適用は2017年7月15日から）。 ◇国税庁、「財産評価基本通達の一部改正について（法令解釈通達）」を公表。金融所得課税の一体化に伴う見直し。 ◇欧州銀行監督機構（EBA）、EU管轄内におけるシステム上重要な銀行（O-SIIs）の最初のリストを公表。 ◇EC、資本市場同盟のアクションプランの進捗状況を公表。
26日	<ul style="list-style-type: none"> ◇東京証券取引所、「投資家・市場参加者にとって望ましいREITの情報発信事項（ケース・スタディ集）」を公表。
27日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」の設置を公表（座長は福田慎一・東京大学大学院経済学研究科教授）。第1回会議は5月16日開催。 ◇金融庁、標準責任準備金の積立方式及び計算基礎率を定める件（平成8年大蔵省告示第48号）の一部改正案を公表（意見提出期限は5月27日まで）。標準責任準備金計算の基礎となる予定利率の算出に当たって、0%以下の国債利回りの平均値（指標金利）に対応する安全率係数を設定するほか、単体・連結ソルベンシー・マージン比率の予定利率リスクの計算についてのリスク係数を追加するもの。 ◇国税庁、「移転価格税制に係る文書化制度に関する改正のあらまし」を公表。 ◇英国財務報告評議会（FRC）、UKコーポレートガバナンス・コードの最終改訂版、監査基準及び倫理基準の改訂版を公表。 ◇SEC、統合監査証跡（CAT）の案について意見募集（意見募集期限は60日後まで）。 ◇FASB、信用損失に関する最終基準を先に進めることを決定。2016年6月公表予定。
28日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」を公表（意見提出期限は5月30日まで）。投資型クラウドファンディングでクレジットカード決済を可能とすること、投資一任契約における契約締結時交付書面について、顧客の事前承諾があれば交付を省略できる等の内容。 ◇日本、オーストラリア・韓国・ニュージーランドと共に、アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）の協力覚書に署名（発効は6月30日）。 ◇FASB、「キャッシュ・フロー計算書（Topic230）：制限付預金」の公開草案を公表（コメント期限は6月27日まで）。 ◇経済産業省、「ブロックチェーン技術を利用したサービスに関する国内外動向調査」を公表。
29日	<ul style="list-style-type: none"> ◇欧州証券市場監督局（ESMA）、初のEU規模での中央清算機関（CCPs）に対するストレス・テストの結果を公表。

◇5月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2016年 (H28)	7月1日	◇国民年金の納付猶予制度の対象者が、現行の30歳未満の者から50歳未満の者に拡大。
	9月1日	◇非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制について、段階的実施が開始。変動証拠金は2017年3月1日、当初証拠金は2020年9月1日にかけてそれぞれ段階的に実施される。
	10月1日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。 ◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。 ◇「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の一部改正法が施行。 ◇消費者の財産的被害の回復裁判手続（いわゆる日本版クラスアクション）制度が開始。
	12月31日	◇同日時点の財産債務調査書から、マイナンバーを記入。
2017年 (H29)	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。 ◇非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が開始。
	1月	◇国の機関について、個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携を開始（予定）。 ◇マイナンバーに関する情報提供システム「マイナポータル」利用開始（予定）。
	3月15日	◇マイナンバーを記載した所得税の確定申告書の初の提出期限。
	4月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の60%→55%）。 ◇公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始。
	7月	◇地方自治体について、マイナンバーを利用した情報連携を開始（予定）。
	10月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。
2018年 (H30)	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。
	1月?	◇任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけ開始。
	4月1日	◇(2018年4月1日以後開始事業年度より)法人税率が23.4%から23.2%に引き下げ。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の55%→50%）。
	9月30日	◇欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。 ◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
	10月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。 ◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。
12月31日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。	

※原則として、4月30日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、3月末決算法人の例を記載。今回新規に追加・変更したものは太字で記載。

◇今月のトピック

非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制＜訂正版＞

～【金融庁証拠金規制】BCBS/IOSCO 合意の導入時期延期を踏襲

2016年4月11日登録、5月20日訂正版登録 鈴木 利光

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160520_010903.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表 1 適用免除取引

【変動証拠金の適用免除取引】	【当初証拠金の適用免除取引】
一. 取引の当事者の一方が「金融商品取引業者等」以外の者 ^(※1) である場合における当該取引	一. 取引の当事者の一方が「金融商品取引業者等」以外の者 ^(※5) である場合における当該取引
二. 信託勘定に属するものとして経理される取引 ^(※2)	二. 信託勘定に属するものとして経理される取引 ^(※6)
三. 親会社等、子会社等又は兄弟会社等が取引の相手方となる場合における当該取引	三. 親会社等、子会社等又は兄弟会社等が取引の相手方となる場合における当該取引
<p>四. 取引の当事者の一方又は双方が、次のいずれかに該当する場合における当該取引^(※3)</p> <p>イ 「金融商品取引業者等」のうち、対象主体(第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者又は登録金融機関である銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、全国を地区とする信用金庫連合会、農林中央金庫、保険会社)以外の者</p> <p>ロ 「金融商品取引業者等」のうち、基準時の属する年の前々年の4月から前年の3月まで(基準時が12月に属するときは、その前年の4月からその年の3月まで)の各月末日における店頭デリバティブ取引^(※4)に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円未満である者(イに掲げる者を除く。)</p>	<p>四. 取引の当事者の一方又は双方が、次のいずれかに該当する場合における当該取引^(※7)</p> <p>イ 「金融商品取引業者等」のうち、対象主体(第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者又は登録金融機関である銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、全国を地区とする信用金庫連合会、農林中央金庫、保険会社)以外の者</p> <p>ロ 「金融商品取引業者等」のうち、基準時の属する年の前々年の4月から前年の3月まで(基準時が12月に属するときは、その前年の4月からその年の3月まで)の各月末日における店頭デリバティブ取引^(※4)に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円未満である者(イに掲げる者を除く。)</p> <p>ハ 「金融商品取引業者等」のうち、基準時の属する年の前年の3月から5月まで(基準時</p>

	<p>が9月から12月までに属するときは、その年の3月から5月まで)の各月末日における非清算店頭デリバティブ取引、店頭商品デリバティブ取引及び先物外国為替取引^(※8)に係る想定元本額の合計額^(※9)の平均額が1兆1,000億円以下である者(イ及びロに掲げる者を除く。)</p>
<p>五. 「金融商品取引業者等」について、外国の法令に準拠することその他の事情により証拠金規制を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生じるおそれがないと認められる場合として金融庁長官が指定する場合における当該取引</p>	<p>五. 「金融商品取引業者等」について、外国の法令に準拠することその他の事情により証拠金規制を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生じるおそれがないと認められる場合として金融庁長官が指定する場合における当該取引</p>

(※1) 次のいずれにも該当する者を除く。

- 外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者(外国政府、外国の中央銀行、国際開発金融機関及び国際決済銀行を除く。)
- 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、基準時の属する年の前々年の4月から前年の3月まで(基準時が12月に属するときは、その前年の4月からその年の3月まで)の各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円以上であると見込まれる者

(※2) 基準時の属する年の前々年の4月から前年の3月まで(基準時が12月に属するときは、その前年の4月からその年の3月まで)の各月末日における店頭デリバティブ取引(「清算集中等取引情報」(金融商品取引法156条の63第1項)又は「取引情報」(金融商品取引法156条の64第1項)の対象となっているものに限る。)に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円未満である信託財産に係る取引に限る。

(※3) ロに掲げる者については、信託勘定に属するものとして経理される取引を除く。

(※4) 「清算集中等取引情報」又は「取引情報」の対象となっているものに限り、信託財産に属するものとして経理されるものを除く。

(※5) 次のいずれにも該当する者を除く。

- 外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者(外国政府、外国の中央銀行、国際開発金融機関及び国際決済銀行を除く。)
- 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、基準時の属する年の前々年の4月から前年の3月まで(基準時が12月に属するときは、その前年の4月からその年の3月まで)の各月末日における店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円以上であると見込まれる者
- 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、基準時の属する年の前年の3月から5月まで(基準時が9月から12月までに属するときは、その年の3月から5月まで)の各月末日における非清算店頭デリバティブ取引、店頭商品デリバティブ取引及び先物外国為替取引(これらの取引の当事者の双方が、「外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者」、又は対象主体である取引に限る。)に係る想定元本額の合計額(当該者に親会社等、子会社等若しくは兄弟会社等があるときは、それらの者が行うこれらの取引の想定元本額の合計額(グループ内取引を除く。)を合計した額)の平均額が1兆1,000億円を超えると見込まれる者

(※6) 当該信託財産が次のいずれかに該当する信託財産に係る取引に限る。

- 基準時の属する年の前々年の4月から前年の3月まで(基準時が12月に属するときは、その前年の4月からその年の3月まで)の各月末日における店頭デリバティブ取引(「清算集中等取引情報」又は「取引情報」の対象となっている者に限る。)に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円未満である信託財産
- 基準時の属する年の前年の3月から5月まで(基準時が9月から12月までに属するときは、その年の3月から5月まで)の各月末日における非清算店頭デリバティブ取引、店頭商品デリバティブ取引及び先物外国為替取引(これらの取引の相手方が、「外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者」、又は対象主体である取引に限る。)に係る想定元本額の合計額の平均額が1兆1,000億円以下である信託財産

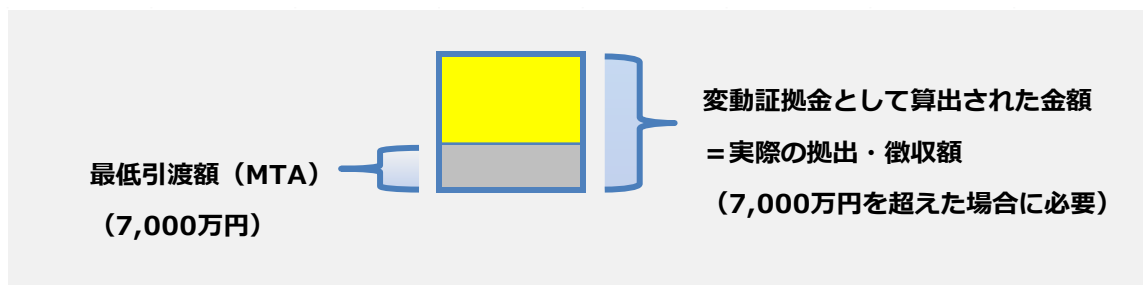
(※7) ロ及びハに掲げる者については、信託勘定に属するものとして経理される取引を除く。

(※8) これらの取引の当事者の双方が、「外国において店頭デリバティブ取引を業として行う者」、又は対象主体である取引に限る。

(※9) 当該金融商品取引業者等に親会社等、子会社等又は兄弟会社等があるときは、それらの者が行うこれらの取引の想定元本額の合計額（グループ内取引を除く。）を合計した額とする。

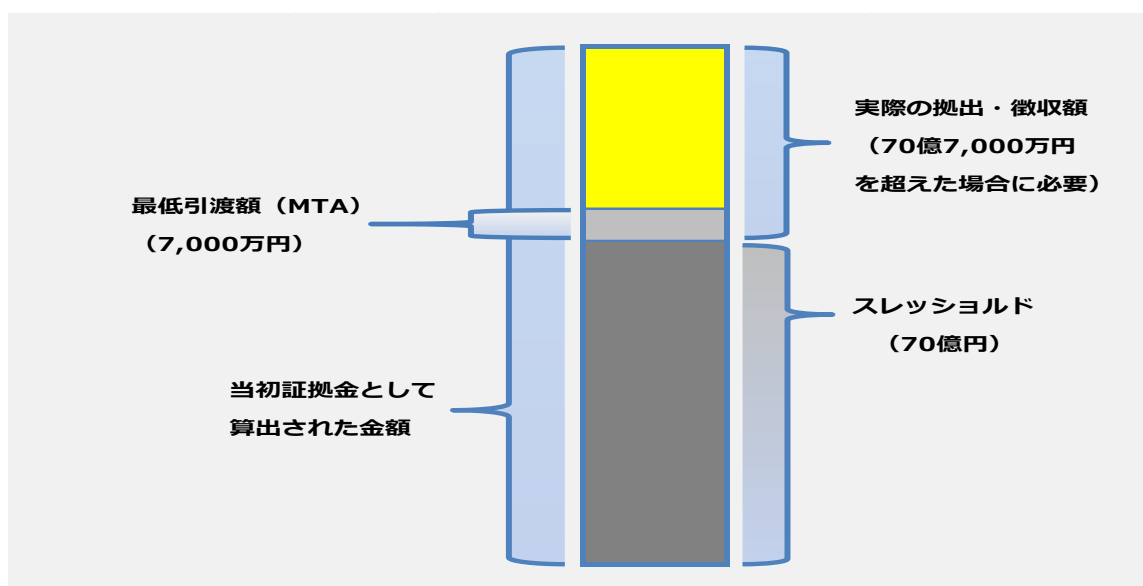
(出所) 改正内閣府令より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 2 変動証拠金のイメージ：最低引渡額を 7,000 万円とした場合



(出所) 改正内閣府令を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 3 当初証拠金のイメージ：最低引渡額を 7,000 万円、スレッシュホールドを 70 億円とした場合



(出所) 改正内閣府令を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 4 標準的手法：資産クラスごとの証拠金率（グロスの潜在的損失等見積額）

資産クラス	残存期間	証拠金率（×想定元本額）
クレジット	2年以下	2%
	2年超5年以下	5%
	5年超	10%
コモディティ	-	15%
株式	-	15%
為替	-	6%
金利	2年以下	1%
	2年超5年以下	2%
	5年超	4%
その他	-	15%

(出所) 改正内閣府令より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 5 証拠金適格のある資産ごとのヘアカット比率

資産の区分 (注)	信用リスク区分	残存期間	ヘアカット比率 (×時価)	
金銭 (同一通貨) (一)	-	-	0%	
主要指数の構成銘柄である株式等 (四)	-	-	15%	
国債・中央銀行債等 (二)	AA-以上	1年以下	0.5%	
		1年超5年以下	2%	
		5年超	4%	
	BBB-以上	1年以下	1%	
		1年超5年以下	3%	
		5年超	6%	
	BB-以上	全ての期間	15%	
	通常の債券 (三)	AA-以上	1年以下	1%
			1年超5年以下	4%
5年超			8%	
BBB-以上		1年以下	2%	
		1年超5年以下	6%	
		5年超	12%	
投資信託等 (五)	-	-	投資対象 (※) に適用される上記比率のうち最も高いもの	
返済通貨が担保資産の通貨と異なる場合	-	-	+8% (上記それぞれの比率に対して)	

(注) 「資産の区分」内の漢数字は、引用元レポート p. 11 の付番に一致させている。

(※) 引用元レポート p. 12 (※7) に基づき行われた投資に係る投資対象を除く。

(出所) 改正内閣府令より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 6 証拠金の適切な管理に係る態勢整備

【変動証拠金】	【当初証拠金】
<ul style="list-style-type: none"> 相手方が金融機関等の場合に限る。 店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額 (月平均) が 3,000 億円未満の金融商品取引業者等に対しても適用される。 店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額 (月平均) が 3,000 億円未満の信託財産に係る取引に対しても適用される。 	
<ul style="list-style-type: none"> 取引の相手方との変動証拠金に係る適切な契約書 (例えば、ISDA マスター契約及び CSA 契約) の締結 変動証拠金を主要な通貨 (日本円、米国ドル、ユーロ等) 以外の金銭で受領した場合で、取引の当事者がそれぞれ予め定めた一の通貨と異なる場 	<ul style="list-style-type: none"> 取引の相手方との当初証拠金に係る適切な契約書 (例えば、ISDA マスター契約並びに当初証拠金管理に係る契約 (信託の設定に係る契約等)) の締結 金銭で受領した当初証拠金を信託設定する場合等については、当該証拠金を安全な方法により運用することが許容されているところ、当該安全性

<p>合における一定の為替リスクの考慮</p> <p>➤ (店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額(月平均)が3,000億円未満の金融商品取引業者等のみ適用):取引の規模、リスク特性等を勘案した十分な頻度での定期的な非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額等の算出及び変動証拠金の授受並びにアドホックコール(証拠金の随時請求)に対応した変動証拠金の授受</p>	<p>の適切な確保</p> <p>➤ 当初証拠金の算定</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準的手法又は内部モデルのいずれを使用する場合でも、対象取引のリスクを適切に捕捉できる取引区分を用いた潜在的損失等見積額の算出 内部モデルを使用する場合、モデル管理部署による、適切な管理手続きの作成並びに運営及びバックテストその他検証の実施 内部モデルを使用する場合、適切な内部監査の実施
<p>➤ 証拠金に用いられる資産について、例えば、流動性の低い有価証券は一定未満とするなどの適切な分散</p> <p>➤ 証拠金に係る紛争について、紛争が発生した場合の対応策の事前の策定、適切な対応の実施並びに紛争内容の記録及び保存</p> <p>➤ 一括清算の約定の法的有効性が確認されていない外国の金融機関等を取引相手とした、証拠金の授受等の措置を講ずることが求められていない非清算店頭デリバティブ取引に係る適切なリスク管理</p>	

(出所) 改正監督指針より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 7 証拠金規制の段階的实施

実施時期	変動証拠金	当初証拠金
	証拠金の授受の実施が求められる対象主体の非清算店頭デリバティブ想定元本(グループ全体)	
2016年9月1日～	420兆円超	420兆円超
2017年3月1日～	420兆円以下 も含む	315兆円超
2017年9月1日～		210兆円超
2018年9月1日～		105兆円超
2019年9月1日～		1.1兆円超
2020年9月1日～		

(※)「適用免除取引」参照(引用元レポートp. 3・4)

(出所) 改正内閣府令より大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【11日】

非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制<訂正版> ^(注)

～【金融庁証拠金規制】BCBS/IOSCO 合意の導入時期延期を踏襲～

2016年3月31日、金融庁は、金融商品取引業者等に対して、一定の非清算店頭デリバティブ取引について、証拠金の預託を受けるなどの所定の措置を講じていないと認められる状況を禁止する旨の新規制（証拠金規制）を公表している。

証拠金規制は、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）と証券監督者国際機構（IOSCO）が2013年9月及び2015年3月の二度にわたって合意した、「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制」の最終枠組み（BCBS/IOSCO 合意）を、わが国の法律等に落とし込んだものである。より具体的には、導入時期の9ヶ月延期等を決定した2015年3月のBCBS/IOSCO 合意と、2015年12月に公表された2回目の証拠金規制案（第二次証拠金規制案）に寄せられたコメントを勘案し、第二次証拠金規制案に改訂を施したものである。

証拠金規制の内容は、「非清算店頭デリバティブ取引」（中央清算機関を通じた決済がされない店頭デリバティブ取引）について、①時価変動相当額を変動証拠金として受領する義務、②取引相手が将来デフォルトした際に取引を再構築するまでに生じる時価変動の推計額を当初証拠金として受領する義務を課すというものである。

証拠金規制の対象となる主体は、「第一種金融商品取引業者」及び「登録金融機関」（対象主体）である。ただし、証拠金規制は、取引の当事者の一方が対象主体でない場合には、適用されない。また、信託勘定で経理される取引や、同一グループ内の企業間取引、一定のクロスボーダー取引についても適用されない。さらに、当初証拠金に係る証拠金規制については、取引の当事者の一方又は双方における非清算店頭デリバティブ取引の想定元本額（連結ベース）が1兆1,000億円（月平均）以下の場合には、適用されない。

証拠金規制は、非清算店頭デリバティブ取引の想定元本額の規模に応じて、変動証拠金については2016年9月1日から2017年3月1日にかけて、当初証拠金については2016年9月1日から2020年9月1日にかけて段階的に実施される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160520_010903.html

(注) 5月20日訂正版を登録

【13日】

2016年3月期決算の留意点 (1) マイナス金利と会計の対応

～退職給付会計、ヘッジ会計での対応～

2016年3月に、ASBJ（企業会計基準委員会）は、マイナス金利への対応に関する2つの文書を公表した。

文書は、マイナス金利下での退職給付債務の計算（割引率）や、ヘッジ会計の金利スワップの特例処理の取扱いについてまとめている。

文書では、2016年3月決算においては、退職給付債務を算出する際の割引率について、マイナスとなっている利回り、ゼロを下限とする方法いずれも可能である旨、②金利スワップの特例処理に関しては、これまでこの特例の適用が認められていた借入及び金利スワップ取引については特例処理の適用が可能である旨を示している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20160413_010820.html

【13日】**FinTech 対応 銀行の議決権保有規制等の緩和
～銀行法の5%ルールなどの見直し～**

2016年3月4日、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

同法案には、金融審議会のワーキング・グループなどでの議論を踏まえて、金融関連 IT 企業への出資の柔軟化が盛り込まれている。

具体的には、①銀行又は銀行持株会社は、金融関連 IT 企業等の議決権について、基準議決権数（銀行：5%、銀行持株会社：15%）を超える議決権を取得・保有することができる、②ただし、基準議決権数を超える議決権の取得等には、原則として、あらかじめ、内閣総理大臣の認可が必要、というものである。

公布日から起算して1年以内の政令指定日からの施行が予定されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160413_010819.html

【19日】**法律・制度 Monthly Review 2016.3****～法律・制度の新しい動き～**

3月の法律・制度に関する主な出来事と、3月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

3月は、銀行法等及び消費者契約法の改正案が国会に提出されたこと（4日）、バーゼル銀行委員会が「信用リスクアセットのばらつきの削減（内部モデル手法の利用の制約）」と題する市中協議文書を公表したこと（24日）、平成28年度税制改正法及び平成28年度総予算が成立したこと（29日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160419_010828.html

【25日】**法人顧客の店頭FX証拠金規制案**

2016年4月6日、金融庁は、『金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』等の公表についてを発表した。これは、法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、証拠金規制を導入するものである。

具体的には、金融商品取引業者等及びその役職員に対して、法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、一定水準以上の証拠金の預託を受けずに取引を行うことを禁止するというものである。

証拠金の水準は、個人顧客を相手方とするFX取引の証拠金規制と異なり、一律の数値を適用するのではなく、所定の算定方法に基づいて各業者が算出することとされている。

最終的な府令等の公布から概ね9ヶ月後に施行する予定とされている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20160425_010848.html

【25日】**独占禁止法、確約手続導入～企業再編にも影響か
～2016年3月国会提出のTPP関連法案に含まれる独禁法の改正案～**

「環太平洋パートナーシップ協定」（「TPP協定」）の発効に向けた準備が行われている。

その一つとして、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」が、2016年3月8日に国会（第190回）に提出された。

これには、独占禁止法違反の疑いについて公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決する仕組み（「確約手続」）を導入する、独占禁止法の改正案が含まれている。

この確約手続は、企業再編などにも適用されうるように規定されているため、企業再編の手続きにも影響を与える可能性があるため注意が必要である。

なお施行日は、TPP協定が日本について効力を生ずる日とされている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160425_010849.html

本邦 TLAC 債、ベイルイン条項は不要**～【金融庁：TLACに係る枠組み整備の方針】リスク・ウェイトは未定～**

2016年4月15日、金融庁は、「金融システムの安定に資する総損失吸収力（TLAC）に係る枠組み整備の方針について」（本邦 TLAC 方針）を公表している。

“TLAC”とは、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の総損失吸収力（Total Loss-Absorbing Capacity）をいう。本邦では2019年3月31日から実施される。

本邦 TLAC 方針では、いずれも銀行持株会社である本邦の G-SIBs についての望ましい秩序ある破綻処理戦略について述べたうえで、このような破綻処理戦略を実現するための TLAC を勘案した資金構造及び破綻処理の具体例を示している。

当然のことながら、本邦 TLAC 方針は、金融安定理事会（FSB）による「TLAC 最終報告」を前提としており、その内容に特段のサプライズはない。

強いて気づいた点を挙げるとすれば、内部 TLAC を分配する主要子会社に、海外子会社のみならず、国内に所在する子会社も選定する考えを明らかにしている点である。これにより、本邦 G-SIBs グループ内の預金取扱銀行や証券会社に内部 TLAC が適用される可能性が明確に示されている。

なお、本邦 TLAC 方針には、TLAC 債のリスク・ウェイトに関する記述はない。TLAC 債への投資を考えている金融機関にとっては、この点が最大の関心事であることから、この不透明感の払拭が市場形成には不可欠となる。

そのため、TLAC 保有のダブルギアリングに関するバーゼル銀行監督委員会（BCBS）の市中協議文書が最終化される2016年中には、TLAC 債のリスク・ウェイトに対する考え方が明らかになるものと思われる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160425_010850.html

◇4月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
Financial Adviser (5月号)	シンクタンク研究員による 読み解き！最新制度 Vol.14 消費者契約法の改正——取消しの対象とな る消費者契約の範囲を拡大	鳥毛 拓馬
読売新聞 (4月20日付朝刊9面)	HFTについて	横山 淳

◇4月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
4月5日 掲載	コラム : FinTechにかかわる銀行法等の改正法案に思うこと http://www.dir.co.jp/library/column/20160405_010794.html	横山 淳